

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月
② 昭和63年9月から平成3年3月まで

昭和62年5月から平成4年8月まで、歯科医に勤務していた。就職した時に、国民健康保険に加入したが、当時は国民年金と国民健康保険が一つのものだと思い込んでいたため、国民年金は勤務先の歯科医院の給料から天引きされていると思い、納付していなかった。平成2年3月頃督促状が来て、父もすぐ払うように勧めたので、未納となっていた保険料を納付し、その時、口座振替の手続をした。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間である。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みであり、前後を通じて生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間①の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

申立期間②については、申立人は、平成2年3月頃督促状が来て、遡って納付した時に口座振替の手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年1月頃に払い出されており、62年5月から63年2月までの保険料が同年3月1日に遡って納付されていることから、当該時期に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間②直前の同年6月から同年8月までの保険料が口座振替で納付されていること、申立期間②直後の平成3年4月から同年12月までの保険料が5年5月に過年度納付されていることから、申立内容が不合理である。

また、申立期間②については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年9月から58年3月まで
時期はよく覚えていないが、A市役所で加入手続をした。その後、20歳からの57年度分と58年度分の保険料納付書が別々に送られてきたので、同市役所へ保険料の納付に出向いた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年2月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたと推認でき、その時点で申立人に対して、現年度遡及分と過年度分の2枚の納付書が送付されたものと考えられる上、申立期間は過年度納付が可能であることから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間当時、A市役所内には、B銀行C支店の出張所が存在し、過年度の国民年金保険料を納付することが可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月10日から24年3月19日まで
A社を退社後すぐに結婚し、B市へ嫁いだ。退社後は、会社からの連絡も無く家事に専念しており、脱退手当金を受給した覚えは無い。支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和24年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和24年5月30日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

私はA社を退職する時に、担当者から厚生年金保険被保険者証を手渡され、再就職先の事業所に提出した記憶があるが、それ以外は何も記憶していない。脱退手当金を受給した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給に係る表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 14 日から 41 年 3 月 1 日まで

A社B工場の敷地内にあった事業部で勤務した。5年間は販売店の工場見学等を担当するPR係だった。後の2か月は受付係だった。C区にあった本社に事業部が移転したので転勤になったが、D県からの通勤が大変で3か月で退職した。

脱退手当金を受給したとされている頃は、既に結婚しており、夫の収入で十分生活ができたのに、脱退手当金を受給したことになっている。支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年10月15日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 46 年 8 月 26 日まで
結婚する前からA社で勤務していたが、工場が移転して通勤ができなくなり、退職した。当時の期間は脱退手当金が支給されていることになっているが、納得いかない。厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年10月25日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していたが、会社の方針と合わずに退職した。退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 11 日から 37 年 10 月 21 日まで
② 昭和 37 年 10 月 21 日から 40 年 3 月 1 日まで

結婚をするために、A社を退職したが、親から習い事をするように言われたため、和裁を習いに行っていた。脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年5月18日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間後に同一事業所において、再び厚生年金保険に加入したにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人が受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで
脱退手当金という給付制度があることも知らず、もらった覚えが無いのに、なぜ年金として頂けないのかと思っていた。この度、その理由をはっきりと知りたいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 26 日から 33 年 2 月 1 日まで

私は、当時、厚生年金保険のことを何も知らなかったため脱退手当金を受け取れるということも知らなかった。私は脱退手当金を受け取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、厚生年金保険の加入記録のある女性被保険者のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 33 年 2 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある 30 名を調査したところ、26 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 24 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、脱退手当金支給日が申立人と同日である同僚が複数確認できることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 33 年 3 月 12 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 7 月 20 日まで

A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金を昭和 35 年 3 月 14 日に受け取った記録があるが、私にはその記憶が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、昭和 35 年 2 月 15 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和 58 年 5 月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 22 日から 48 年 3 月 31 日まで
詳細は覚えていないが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として年金事務所から提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されている上、脱退手当金裁定同等の関連書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されるなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと推認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。